

各行政分野における「新しい公共」の担い手の活動状況等について

平成 24 年 11 月 30 日

内閣府経済社会システム担当

◆ 福祉	
□ 社会福祉法人	1
□ 社会福祉協議会	2
□ 更生保護法人	3
□ 「自立準備ホーム」を運営する特定非営利活動法人等	4
□ 民生委員	5
□ 老人クラブ	6
◆ 教育	
□ 学校法人	7
□ コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)	8
□ 学校支援地域本部・放課後子ども教室	9
□ 社会教育施設(公民館・図書館・博物館)	10
□ 文化施設(劇場・音楽堂等)	11
□ 総合型地域スポーツクラブ	12
□ 「熟議」開催者、参加者	13
◆ 子育て支援	
□ 児童館	14
□ 保育所	15
□ 児童委員	16
□ 家庭的保育者(保育ママ)	17
□ 地域子育て支援拠点	18
□ ファミリー・サポート・センター	19
◆ 地域活性化・まちづくり	
□ 認可地縁団体	20
□ 日本商工会議所、全国の各商工会議所	21
□ 全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、全国の各商工会	22
□ 地域づくり活動団体	23
□ 都市再生整備推進法人(まちづくり会社等)	24
◆ 防犯・防災	
□ 防犯ボランティア団体	25
□ 少年警察ボランティア	26
□ 消防団	27
◆ 環境保全	
□ 生物多様性・自然環境保全等活動団体(里地里山保全活動団体等)	28
◆ 消費者保護等	
□ 消費者団体	29
◆ 分野横断的なもの	
□ 特定非営利活動法人	30
□ 公益社団・財団法人	31
□ ソーシャルビジネス事業者(「社会企業家」「社会的企業」等)	32

(注)本資料は、各行政分野を所管している担当府省庁から提出された情報を基に、「新しい公共」の担い手として提示のあったものについて、その活動状況に関する情報をとりまとめたものです。「新しい公共」の担い手は、本資料に記載されているものを含めて、多様な担い手が参画しています。

の 担 手 の 形 態	社会福祉法人
概 要	<p>社会福祉法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、所轄庁（都道府県知事、指定都市の長、中核市の長、厚生労働大臣）より認可された法人であり、同法に掲げる社会福祉事業を主として実施している。社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることとされている。</p>
の 担 手 の 数	<p>法人数：全国 19,498 上記の内、国所管：365 地方所管：19,133（平成24年3月末日現在）</p>
報 の 集 約 状 況 の 担 手 に 関 す る 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人数については、厚生労働省大臣官房統計情報部が実施する「福祉行政報告例」（都道府県、指定都市及び中核市が、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出したものを取り纏めたもの）により集計している。 ・活動内容については、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、社会福祉法人から所轄庁に対して、事業の概要その他厚生労働省令で定める事項に関する届出を行うことになっており、これにより把握している。
上 項 の 情 報 の 公 開 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の数については、福祉行政報告例として公表。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/10/dl/kekka_gaikyo.pdf ・法人の業務及び財務等に関する情報については、各団体において、各々が発行している会報等への掲載のほか、新聞等への公告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当である旨、通知を行っている。（厚生省社会・援護局長等通知別紙「社会福祉法人定款準則」）
観 点 か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業を行うために設立された法人という公益的な性質も踏まえ、①地域の貧困・格差問題など、地域の多様なニーズへの対応、②他主体では採算が取れず対応できない社会的ニーズへの率的取組など、現場の創意工夫を活かした先駆的な取組、③災害から「社会的弱者」を守るための取組を行うことが期待されている。
課 題 あ た っ て の 活 動 を 拡 大 し て い く に	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的困窮者や低所得者等の生活困窮者の自立支援や災害時における迅速な対応など、地域課題への対応に向けた実施体制の強化が必要。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の公共性に鑑みた、社会福祉法人の健全な育成を図るための各種税制の課税特例措置 <主な非課税項目（社会福祉事業の場合）> <ul style="list-style-type: none"> - 国税（法人税、所得税、登録免許税等） - 地方税（住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等） ・社会福祉法人への寄附者に対する税制上の優遇措置

形態 の 担 い	社会福祉協議会								
概要	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として規定されており、社会福祉を目的とする事業を経営する者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者等の参加・協力を得て、地域の実情に応じた住民の福祉の増進を図ることを目的とする民間組織である。活動内容は以下のとおり。</p> <p>(ア) ボランティア活動に関する支援、ボランティアの普及活動</p> <p>(イ) ふれあい・いきいきサロンなど住民のつながりの場の提供</p> <p>(ウ) 近隣住民の訪問活動などによる小地域での見守りネットワークづくり</p> <p>(エ) 食事サービス、移動支援サービス、ファミリーサポート事業など高齢者、障害者、子育て家庭などへの生活支援サービス</p> <p>(オ) 一人暮らし高齢者、介護者家族、障害者、母子家庭、子供会・クラブなど当事者組織への活動支援</p> <p>(カ) ホームヘルプサービス、デイサービス、訪問入浴サービスなど介護保険法・障害者自立支援法等に基づく在宅福祉サービス</p> <p>(キ) 生活福祉資金の貸付等による低所得者支援、日常生活自立支援事業等による地域における権利擁護活動</p> <p>(ク) 「心配ごと相談」などの各種相談活動</p> <p>(ケ) 共同募金への協力や地域福祉活動計画の策定等による民間福祉サービスの推進等</p>								
担 い 手 の 数	<p>社会福祉協議会数（平成 24 年 4 月 1 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="352 1115 884 1294"> <tr> <td>全国社会福祉協議会</td> <td>1 ヶ所</td> </tr> <tr> <td>都道府県社会福祉協議会</td> <td>47 ヶ所</td> </tr> <tr> <td>指定都市社会福祉協議会</td> <td>20 ヶ所</td> </tr> <tr> <td>市区町村社会福祉協議会</td> <td>1,852 ヶ所</td> </tr> </table>	全国社会福祉協議会	1 ヶ所	都道府県社会福祉協議会	47 ヶ所	指定都市社会福祉協議会	20 ヶ所	市区町村社会福祉協議会	1,852 ヶ所
全国社会福祉協議会	1 ヶ所								
都道府県社会福祉協議会	47 ヶ所								
指定都市社会福祉協議会	20 ヶ所								
市区町村社会福祉協議会	1,852 ヶ所								
状 況 の 集 約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村社会福祉協議会の先駆的な取組やボランティアの活動状況に関する情報等を都道府県・指定都市社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会において収集。 								
開 上 状 況 の 情 報 の 公 開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国社会福祉協議会のホームページ（下記）や、同協議会が作成する情報誌において上記の内容等を公開。 <ul style="list-style-type: none"> - 全社協ホームページ：http://www.shakyo.or.jp/ - 全社協 地域福祉・ボランティア情報ネットワーク：http://www.zcwvc.net/ ・ 都道府県・指定都市社会福祉協議会においても同様の取組を実施。 								
役 割 の 期 待 さ れ る 点 の 観 望	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでも、地域のボランティア活動に関する支援や、地域における見守りネットワークの推進など、地域で活動している団体・グループの支援や連携関係を構築しており、今後も地域福祉の推進役としての役割が期待される。 								
課 題 あ た っ て の 活 動 を 拡 大 し て い く に	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や低所得、虐待や悪徳商法などの権利擁護の問題など、深刻化する地域課題へ対応するため、全国社会福祉協議会では「社協・生活支援活動強化方針」を取りまとめ全国的な活動展開をしており、取組内容の強化が必要である。 								
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉協議会が実施する地域福祉の推進のための事業、ボランティア活動を支援する事業、判断能力が不十分な者の福祉サービスの利用援助を行う事業等に対する助成等。 								

の担 形手 態	更生保護法人
概要	更生保護法人は、更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受けて設立された法人である。更生保護事業とは、刑務所出所者等を更生保護施設に宿泊させて必要な保護を行う「継続保護事業」、金品の給貸与・生活相談等を行う「一時保護事業」、刑務所出所者等の更生を助けることを目的とする事業に関する啓発・連絡・調整又は助成を行う「連絡助成事業」をいう。
担 手 の 数	165 (内訳)・継続保護事業を営む法人：98 ・連絡助成事業を営む法人：16（うち5は全国を活動範囲とする。） ・一時保護事業を営む法人：1 ・連絡助成事業及び一時保護事業を営む法人：49 ・すべてを営む法人：1
担 手 に 関 す る 情 報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・毎会計年度の終了後に、その終了した会計年度の会計の状況及び事業の成績を法務大臣に報告することを義務付けている。(更生保護事業法 51 条) ・毎年4月1日現在の法人の現況(事務所の所在地、職員体制、収益事業の実施の有無、更生保護施設の収容定員等)について、各法人の所管庁である保護観察所を通じて調査し、法務省保護局において情報を集約している。 ・上記のほか、保護観察所において、更生保護施設に刑務所出所者等を委託する場合等においては、同施設における処遇の方針等について協議するなど、密接に連携している。これらの過程で得た情報についても、管区機関である地方更生保護委員会を経由して、適宜法務省保護局に情報を集約している。
上 項 の 情 報 の 公 開 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・刑務所出所者等を受け入れて処遇を実施するという継続保護事業の性格上、同事業を営む更生保護法人を始め、必ずしも全ての更生保護法人に関する情報を公表することはしていないが、税額控除の対象となる更生保護法人については、その名称と主たる事務所が所在する都道府県を法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00023.html)において公表している。
「 新 し い 公 共 」 の 観 点 か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・継続保護事業及び一時保護事業については、適切な住居がなく経済的に困窮している等の状態にあり、かつ、公共の衛生福祉による支援を直ちに受けることができず自立更生することが困難な状態にある刑務所出所者等に対して、国からの委託を受けて宿泊場所の提供や金品の給貸与等の支援を実施することにより、これらの者の社会復帰と再犯防止に資することが期待される。 ・連絡助成事業を営む法人については、刑務所出所者等の更生を助けることを目的とする事業に関する地域住民の理解を促進するとともに、これらの事業を行う民間団体の育成や団体相互のネットワーク作りを行い、刑務所出所者等が自立更生しやすい社会の実現に寄与することが期待される。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た っ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・継続保護事業を行う法人は、収入の大半を国からの委託費収入に依存しており、経営基盤が弱い法人が多いため、収入の拡大により経営基盤を強化することが課題である。また、一時保護事業及び連絡助成事業を行う法人については、会費収入及び寄附金収入が収入の大半を占めているため、新規会員や寄附金の獲得が課題である。 ・高齢の職員が多い法人や、少数の職員で運営されている法人が多いため、人材の発掘と育成が課題である。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護法人に対する税制優遇措置 ・更生保護法人の寄附者に対する税制上の優遇措置 ・更生保護施設の施設整備に際しての補助金交付 ・更生保護法人の役職員を対象とした研修、研究会、協議会等の実施 ・更生保護施設の取組に応じた委託費の支弁

の担 形手 態	「自立準備ホーム」を運営する特定非営利活動法人等
概要	更生保護施設以外の宿泊場所（「自立準備ホーム」）を保有する特定非営利活動法人等は、行き場のない刑務所出所者等の受け皿の確保のため、収容定員等の事情により更生保護施設において受け入れることが難しい刑務所出所者等を受け入れている。平成23年度から、「緊急的住居確保・自立支援対策」に基づき、宿泊場所及び食事の提供並びに毎日の自立準備支援の委託を行っている。（委託の根拠は、更生保護法において、保護観察のうち補導援護、若しくは応急の救護又は更生緊急保護について、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者に委託して行うことができると定めていること（自立準備ホームを運営する特定非営利活動法人等は、「その他の適当な者」に該当する。））
担 手 の 数	登録事業者数：207（平成24年9月末現在）
報 の 集 約 状 況 担 手 に 関 する 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の登録事業者の名称、事業者が運営する自立準備ホームの名称・所在地・支援内容の特色等の情報を、データベースにおいて一元化して管理している。 ・上記のほか、事業者の開拓や刑務所出所者等を委託する過程で保護観察所が得た情報については、管区機関である地方更生保護委員会を経由して、適宜法務省保護局において集約している。
状 況 上 項 の 情 報 の 公 開	<ul style="list-style-type: none"> ・自立準備ホームを運営する事業者に関する情報については、公にすることによって当該事業者の本来事業にとって不利益になるおそれがあるため、公開していない。
る 役 割 「 新 し い 公 共 」 の 観 点 か ら 期 待 さ れ る	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な住居がなく、かつ、国が直接提供する支援のみによっては直ちに自立更生することが困難な刑務所出所者等に対し、登録事業者それぞれの本来事業の特色を活かして、刑務所出所者等の問題性やニーズに応じた支援を行い、これらの者の社会復帰と再犯防止に資することが期待される。
題 活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者によっては、刑務所出所者等に対する支援の実績がない場合もあり、更生保護制度等に対する事前理解が十分でないこともある。 ・また、地域住民から事業の開始や運営について反対されることがあるため、施策の必要性等について地域住民の理解を得ていくことが課題である。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・自立準備ホーム登録事業者向けに、更生保護制度等について解説する冊子を作成する。 ・事業者が登録を行う際、更生保護及び刑務所出所者等への働きかけ方等について助言している。また、刑務所出所者等を事業者に委託する際には、個々の刑務所出所者等に対する関わり方、留意点等について助言している。

の担 形手 態	民生委員
概要	<p>民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域のボランティアである。また、児童福祉法による「児童委員」を兼ねている。活動内容については以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと ② 生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと ③ 福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行うこと ④ 社会福祉事業者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること ⑤ 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること ⑥ その他、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと
担 手 の 数	<p>定 数 230,339 人 (うち主任児童委員 21,268 人) 委嘱者数 225,247 人 (うち主任児童委員 20,784 人) (平成 23 年 3 月 31 日現在 「平成 22 年度福祉行政報告例」厚生労働省大臣官房統計情報部) ※東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値。</p>
状 況 担 手 に 関 す る 情 報 の 集 約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集している情報の内容： <ul style="list-style-type: none"> - 民生委員の推薦状況(民生委員数) - 民生委員の活動状況 ・ 収集方法： <p>厚生労働省大臣官房統計情報部が実施する「福祉行政報告例」(都道府県、指定都市及び中核市が、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出したものを取り纏めたもの)において把握。</p>
の 上 項 の 情 報 の 公 開 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省ホームページにおいて、上記の内容を公開。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html
役 割 「 新 し い 公 共 」 の 観 点 か ら 期 待 さ れ る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化の進展や家族機能の変化等の影響もあり、地域においては高齢者などへの虐待や孤立死の問題など多様な生活課題が顕在化してきている中、全国に約 23 万人いる民生委員が、地域の実情に応じた支援や、住民からの相談に応じて関係機関に繋ぐ等必要な援助を行っている。また、災害時要援護者名簿の作成や避難支援の態勢づくりにも取り組んでいる。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た る 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員の高齢化、後継者不足といった課題が指摘されている。 ・ 市区町村において、個人情報保護に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの声がある。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員の活動費については、地方交付税措置しているところであり、また、都道府県単位での研修の実施や、民生委員に対する情報提供の実施等に対し補助している。

の 担 手 の 形 態	老人クラブ
概 要	<p>地域における高齢者の自主組織であり、根拠法令はないが、老人福祉法第13条第2項には、地方公共団体は老人クラブに対して適当な援助を行うよう努力規定が置かれている。活動目的は、主に、①生きがいづくり・健康づくり、②地域を豊かにする社会活動、③明るい長寿社会づくり・保健福祉の向上、である。活動内容は団体ごとに異なるが、概ね、「健康づくり、趣味・文化・レクリエーション活動、学習活動」等の『生活を豊かにする楽しい活動』と、「ボランティア活動・社会奉仕活動、世代交流、環境美化活動」等の『地域を豊かにする社会活動』に区分される。</p>
担 手 の 数	<p>109,156 クラブ 6,674,739 人 (平成23年3月31日現在：東日本大震災の影響により、岩手県・宮城県・福島県の数値は含まれていない。)</p>
集 約 状 況	<p>担 手 に 関 する 情 報 の</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ数・会員数については、厚生労働省大臣官房統計情報部が実施する「福祉行政報告例」（都道府県、指定都市及び中核市が、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出したものを取り纏めたもの）により集計している。 活動内容等については、各都道府県・政令指定都市の老人クラブ連合会を通じ、全国老人クラブ連合会にて集約している。
状 況	<p>上 項 の 情 報 の 公 開</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ数・会員数については、福祉行政報告例として公表している。 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html) 模範的・先進的な活動事例等については、全国老人クラブ連合会のウェブサイトや広報誌等で公開されている。 (http://www.zenrouren.com/)
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<p>「新しい公共」の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで、高齢者の見守り活動や子どもの育成支援、環境美化、交通安全の啓蒙など、地域のニーズに応じた様々な自発的な活動を展開しており、今後も地域における社会活動の担い手として、活躍が期待される。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> 地縁による結びつきが弱まっていること等を背景に、平成10年をピークに、クラブ数・会員数とも減少傾向にある。また、各老人クラブの収入は、会費のほかは自治体等からの補助金のみであり、財政基盤が脆弱である。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や老人クラブ連合会の健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発を行う活動等に対し、必要な経費を補助している。

の 担 い 手 の 形 態	学校法人
概 要	<p>学校法人とは、私立学校（大学、短大、高専、高校、小中学校、幼稚園等）の設置を目的として私立学校法の定めるところにより、文部科学大臣または都道府県知事の認可を得て設立された法人であり、その運営においては自主性が重んじられるとともに、公教育を担うという極めて重要な役割を果たすことから高い公共性が求められている。</p>
担 い 手 の 数	<p>大臣所轄学校法人（大学等）673 法人 そのうち税額控除対象法人は 246 法人（平成 24 年 11 月現在）</p> <p>都道府県知事所轄学校法人（高校以下）7,278 法人 そのうち税額控除対象法人は 80 法人（平成 24 年 10 月時点）</p>
報 の 集 約 状 況	<p>担い手に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の活動内容については、学校法人への市民からの支えに関する実態を把握するため、大臣所轄学校法人だけでなく、都道府県知事所轄学校法人に対しても寄附の実績調査等を行っている。
状 況	<p>上項の情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人が多くの人から寄附といったサポートが得られるよう、私立学校関係税制についての概要を示すとともに、税額控除の証明を受けている大臣所轄学校法人一覧については、最新のものを文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/003.htm）にアップするなど情報提供をしている。
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<p>「新しい公共」の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人の設置する私立学校は、建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動により、公教育の発展に大きく貢献するだけでなく、地域と家庭をつなぎ地域社会の活性化を担う役割を果たしている。このような役割を果たす学校法人に対しては、寄附という自らの意思で「公（おおやけ）」に参加し自主的・自発的な協働を促進することが期待される。
に あ た つ て の 課 題	<p>活動を拡大していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在「新しい公共」の一翼を担う学校法人については税額控除制度が導入され、多くのサポートを得られる環境が整いつつあるが、一方で、特に小規模な学校法人においては、如何に多くの寄附を継続的に受け入れていくかが課題となっている。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校の教育研究条件の維持向上、保護者の教育費負担の軽減、学校経営の健全性の向上を図る観点から、学校法人に対し私学助成を措置。 ・学校法人への寄附者に対する税制上の優遇措置。 ・税額控除制度の活用促進に向けて、学校法人が広報等で使用するためのリーフレットを作成するだけでなく、私立学校主管部課長等会議等の各種会議や研修会でも精力的に周知している。平成 25 年度税制改正要望ではパブリックサポートテスト要件の撤廃を要望している。

の担 形手 態	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）
概要	<p>コミュニティ・スクールは、質の高い学校教育の実現及び地域の教育力の向上を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の五に基づき、保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」制度を導入した仕組み。学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することを原則に、地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を推進している。学校運営協議会は、①校長の作成する学校運営の基本方針の承認、②学校運営について、教育委員会又は校長に意見、③教職員の任用に関して、教育委員会に意見（教育委員会はその意見を尊重して教職員を任用）、という 3 つの役割を有している。協議会は定期的に開催され、保護者や地域住民等の中から任命された委員は、上記の事柄に係る議論を通じて学校運営に参画する。</p>
数担 手 の	<p>1,183 校（幼稚園 55、小学校 786、中学校 329、高等学校 6、特別支援学校 7） ※平成 24 年 4 月 1 日時点</p>
集約 する担 状況手 の情 報の関	<p>・基本情報については、毎年度、教育委員会を対象に実施する調査（「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等の指定・検討状況等について」）において把握している。各取組の詳細等については、必要に応じて直接連絡を取るなどして情報を収集している。</p>
状況 報の 公開 の情	<p>・上記調査については、文部科学省ホームページ： http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htmにおいて公開している。</p>
から 期待 される 役割 「新 しい 公共 」の 観点	<p>・コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が一定の責任と権限をもって学校運営に参画するもので、質の高い学校教育の実現や地域の教育力の向上に向けた当事者たちの「協働の場」としての実践者としての役割が期待される。</p>
課題 にあ て て の	<p>・コミュニティ・スクールにおける継続的な取組を進めていくための人材や経費の不足が指摘されている。</p>
主な 支援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク化と幅広い普及 <ul style="list-style-type: none"> - 「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」とも連携し、コミュニティ・スクール運動のネットワーク化の促進及び地域の方々等への積極的なPR。 - コミュニティ・スクールの導入促進に向けた「コミュニティ・スクール推進員」の仕組みの構築と活用による普及・啓発。 ・コミュニティ・スクールの多様性と裾野の拡大（平成 25 年度概算要求中） <ul style="list-style-type: none"> - 地域の独自性を発揮した多様なコミュニティ・スクール等の全国的な状況把握と好事例の収集・普及・啓発。 - 学校支援地域本部、放課後子ども教室等の推進と組み合わせたコミュニティ・スクールの設置促進。 ・魅力（インセンティブ）の提供（平成 25 年度概算要求中） <ul style="list-style-type: none"> - コミュニティ・スクールの運営に必要な教職員の加配、運営費の措置等の財政面での支援。 - コミュニティ・スクールの先進的な好事例を収集・普及するための調査研究事業（熟議、協働、マネジメント）の実施。

の 担 手 態	学校支援地域本部・放課後子ども教室
概 要	近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、家庭や地域の教育力が低下しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校、家庭、地域の連携協力を強化し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目指す必要がある。このため、地域住民がボランティアとして学校の活動を支援する「学校支援地域本部」や、地域住民の協力を得て、放課後や週末等に子どもたちが様々な学習・体験・交流活動を行う「放課後子ども教室」等、学校・家庭・地域の連携協力のための様々な取組が行われており、社会全体の教育力の向上を図っている。
担 手 の 数	学校支援地域本部： 576 市町村 3,036 本部（H24） 放課後子ども教室： 1,076 市町村 10,098 箇所（H24）
報 の 集 約 状 況	・学校支援地域本部等の実施主体から地方公共団体へ事業計画書や実績報告等が提出されており、そうした情報について各都道府県教育委員会を通じて収集している。
状 況	・文部科学省のウェブサイト (http://manabi-mirai.mext.go.jp/) において、学校支援地域本部事業等の実施状況や取組事例等の情報を公開している。
「 新 し い 公 共 」 の 観 点 か ら 期 待 さ れ る 役 割	・学校の教育活動や放課後等の様々な活動に対し、学校、地域住民、保護者、NPO等の様々な主体が連携・協働して地域ぐるみで支援を行うことにより、子どもたちの教育環境の質の更なる向上が図られ、地域の大人の生涯学習が充実し、地域コミュニティの活性化が期待される。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	・学校と地域の連携・協働を推進する取組が進んでいない地域への対応 ・地域の実情に応じた取組を推進していくために必要な資金の確保
主 な 支 援 策	・学校支援地域本部や放課後子ども教室等の学校・家庭・地域の連携による教育支援活動に対し必要な経費を補助するとともに、メールマガジンやHP等を通じた効果的な事例等の情報提供等を行っている。（平成25年度概算要求中）

の 担 い 手 態	社会教育施設（公民館・図書館・博物館）
概 要	社会教育法・図書館法・博物館法に基づき、各地方公共団体に設置された公民館・図書館・博物館等の社会教育施設において、地域の実情に応じて、市民との協働や多くのボランティアの参加の下、様々な学習活動が行われている。
担 い 手 の 数	施設数：（公民館）14,681 館、（図書館）3,274 館、（博物館）1,261 館 （平成 23 年度社会教育調査中間報告） ボランティア登録者数：（公民館）241,115 人、（図書館）98,431 人、（博物館）29,602 人 （平成 20 年度社会教育調査）
報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集している情報の内容：施設、予算、事業、職員、ボランティア登録数等 ・ 収集方法：「社会教育調査」（約 3 年ごとに文部科学省で行われており、全国の社会教育関係施設（公民館、図書館、博物館等）を調査対象として、調査票を配布・回収することによって調査するもの）等により収集。
状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省のウェブサイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/) において上記の内容を公開している。
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各施設において、地域住民が様々な活動にボランティア等として参画するとともに、地域住民が主体となった事業の運営や、NPOや企業等の様々な主体と連携・協働した活動を行う例がみられる。 ・ また、特に公民館においては、地域の課題解決に向けた学習や指導者の養成など、「新しい公共」の担い手を育てる取組が行われている。
あ た っ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館等の社会教育関係施設において、行政が提供する学級・講座等の学習機会の総数は増加している（507,289 件（平成 7 年度間）→ 911,612 件（平成 19 年度間））が、その内容は、趣味・教養に関するものが大半を占めている。こうした状況下において、自立した個人とコミュニティを形成するために、趣味・教養に関する学習や一方的な知識の伝達にとどまらず、国・地方公共団体の関係する部署や大学、民間企業、民間団体等と連携・協働しつつ、学習活動を通じて、個人や地域の課題解決を住民自ら主体的に行っていくという機運と市民意識を醸成し、具体的な実践につなげていくことが必要である。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会における様々な現代的課題に対し、公民館等が中心となって、行政の関係部局の垣根を越え、関係諸機関等と連携・協働して行う課題解決のための取組を支援する事業（公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム）について平成 25 年度概算要求しているところ。

の 担 手 態	文化施設（劇場・音楽堂等）
概 要	劇場・音楽堂等は、平成24年6月に成立した「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（以下「劇場法」）において、「文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの」と規定。活動内容は施設により異なるが、自主制作による実演芸術の公演事業や貸館事業のほか、鑑賞事業、ワークショップなどの普及啓発事業や、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業等を行う。
担 手 の 数	文化会館数：1,867施設（内訳：独法立6、公立1,743、私立118） （平成23年度社会教育調査中間報告） ※本調査において「文化会館」とは地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する文化会館（劇場、市民会館、文化センター等）で、音楽、演劇、舞踊等の主として舞台芸術のための固定席数300席以上のホールを有するもの。劇場法における劇場・音楽堂等の定義とは異なる。
状 況 担 手 に 関 す る 情 報 の 集 約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集している情報の内容：施設、予算、事業、職員等の状況 ・ 収集方法：「社会教育調査」（約3年ごとに文部科学省で行われており、全国の社会教育関係施設（公民館、図書館、博物館等）を調査対象として、調査票を配布・回収することによって調査するもの）、文化庁委託事業「平成22年劇場・音楽堂等の活動状況に関する調査報告書（平成23年3月社団法人 全国公立文化施設協会）」（国立、公立、民間施設を問わず、固定座席数100席以上を有し、音響装置、照明装置が備えられており、舞台芸術の公演を行うことができる施設を対象とし、郵送により調査を依頼し、FAXにより回答を得たもの）等から収集。
状 況 上 項 の 情 報 の 公 開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化庁ホームページにて上記の内容を公開。 http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/engeki/11/gijishidai.html
「 新 し い 公 共 」 の 観 点 か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化拠点である劇場、音楽堂等は、全ての国民が心豊かな生活を実現するための場として、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。さらに現代社会においては、地域コミュニティの創造と再生を通じて地域の発展を支える機能も期待されている。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た す 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設における文化芸術活動は、多くの場合、貸館公演が中心となっており、劇場、音楽堂等としての機能が十分に発揮されていない。 ・ 実演芸術団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、相対的に地方では多彩な実演芸術に触れる機会が少ない。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、コミュニティに支えられた豊かな地域づくりを推進するため、劇場・音楽堂等の活動に対する支援（実演芸術の公演事業、人材養成事業、普及啓発事業等へ支援）を行う事業を平成25年度において要求。

形態 の 担 い	総合型地域スポーツクラブ
概要	<p>地域住民が主体的に運営する子どもから大人まで誰もが参画できる地域密着型のスポーツ活動の場であるとともに、地域住民の交流の場として、スポーツ活動を通じた家族のふれあいや世代間交流による青少年の健全育成、健康増進、地域教育力の再生を図るもの。スポーツ教室、サークル活動（文化的な活動を含む）、会員の世代間交流を図る行事やイベント、クラブ指導者の派遣による学校の授業、運動部活動への派遣、地域住民を対象としたイベントを行う。</p>
数 の 担 い	<p>創設済みクラブ数：3,048（平成24年7月1日現在） 創設準備中クラブ数：348（平成24年7月1日現在）</p>
担 い 手 に 関 す る 情 報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の生涯スポーツ主管課に調査を依頼している総合型地域スポーツクラブに関する実態調査により情報を集約。当該調査は下記の「育成状況調査」と「活動状況調査」を合わせたものとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> 「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」 都道府県毎の創設済みクラブ数や創設準備中のクラブ数、クラブが属する市区町村数等を把握している。 「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」 都道府県毎の創設済みクラブの会員数、会費、指導者数、活動種目等、活動状況や活動内容を把握している。
状 況 上 項 の 情 報 の 公 開	<ul style="list-style-type: none"> 「総合型地域スポーツクラブ育成状況調査」の調査結果について、都道府県毎の数値と全国の合計を一覧にし、文部科学省のHP (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/index.htm) で公開している。 「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」で回収した回答用紙を集計、グラフ化し、上記「育成状況調査」と合わせた「総合型地域スポーツクラブ実態調査結果概要」を作成している。こちらも文部科学省のHP (http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/club/index.htm) で公開している。
役 割 点 か ら 期 待 さ れ る 観 望	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営する総合型地域スポーツクラブは、 <ul style="list-style-type: none"> 地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する 地域のスポーツ活動を通して地域の絆や結びつきを強める <p>など、官だけではなく、市民、NPO、企業等が積極的に財・サービスの提供主体となり、連携・協働をするコミュニティの核となることが期待される。</p>
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た る 課 題	<ul style="list-style-type: none"> 会員の確保 活動施設の確保 指導者の確保、資質の向上 認知度の向上
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるスポーツ活動の拠点であり地域住民の交流の場となる総合型地域スポーツクラブの創設及び育成の促進を図るため、スポーツ振興くじ（toto）助成により総合型地域スポーツクラブの創設、活動に対する幅広い支援を行っている。

の 担 手 態	「熟議」開催者、参加者
概 要	<p>文部科学省は、多くの当事者による「熟慮」と「議論」を重ねながら、課題解決・政策形成を行う「熟議」の開催を呼びかけており、全国各地で自主的な熟議が実施されている。熟議は、1) 多くの当事者間で課題について熟議をすることにより教育政策をより洗練させること、教育政策の形成過程を「見える化」することで各施策の当事者への浸透度を高めることを目的とし、ネット上で議論を行う「ネット熟議」と、2) 熟議を通じて各地域で自律的によりよい教育現場が作られていくこと、現場の抱えている課題について生情報を入手し教育政策に生かすことを目的とし、対面で行う「リアル熟議」を組み合わせで展開している。</p>
担 手 の 数	<p>文科省政策創造エンジン「熟議カケアイ」サイト 登録者数 約2,600人 リアル熟議参加者数 のべ約9,000人</p>
報 の 集 約 状 況	<p>担 手 に 関 する 情 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「熟議カケアイ」サイトは文部科学省が運営しており、参加者情報は文部科学省が管理している。 ・リアル熟議は、主催者からの報告（日時、熟議テーマ、開催場所、主催団体名、開催案内、実施報告等）により把握している。
状 況	<p>上 項 の 情 報 の 公 開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット熟議は投稿された全てのコメント・議論を公開している。 ・リアル熟議については、日時、熟議テーマ、開催場所、主催団体名、実施報告等を「熟議カケアイ」サイトで一覧表にまとめ公開している。 http://jukugi.mext.go.jp/library_view?library_id=308
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<p>「新しい公共」の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熟議を開催または参加することで、市民一人一人が教育の担い手として当事者意識を持って教育にかかわり、よりよい社会を創っていくという新しい教育文化を醸成するとともに、身近な分野で課題解決のための自主的・自発的な協働を促進することが期待される。
に あ た っ て の 課 題	<p>活 動 を 拡 大 し て い く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネット熟議の効率的な運営支援のあり方、熟議の議論の流れをより分かりやすく表示する仕組みを検討する必要がある。また、熟議の趣旨を理解した参加者を増やし、身近な課題等をテーマにした熟議への参加、主催を促していく必要がある。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・熟議カケアイサイト、ネット熟議の運営 ・熟議テーマに関する基礎資料の提供 ・要件を満たす熟議への名義後援（リアル熟議） ・文部科学省職員による基調講演、講評の実施（リアル熟議） ・文科省政策創造エンジン「熟議カケアイ」サイトに実施告知及び実施報告を掲載（リアル熟議）

の 担 手 態	児童館
概 要	児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設である。遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、母親クラブ等の地域組織活動の育成・助長、年長児童の育成・指導、子育て家庭への相談等を行っている。
担 手 の 数	4,318 か所（公営2,673 か所、民営1,645 か所） [平成23年10月現在：社会福祉施設等調査]
報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省が毎年実施する「社会福祉施設等調査」にて、以下の情報を把握している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 児童館数（公営・民営別、都道府県別、種類別、経営主体別） ② 従事者数（公営・民営別、都道府県別、種類別） ③ 従事者の職種（常勤・非常勤別）
状 況	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「社会福祉施設等調査報告書」 厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html) 政府統計の総合窓口（e-Stat） (http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001030513)
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> 行政だけの力ではなく、地域の児童の健全育成活動に精通し、積極的に活動している市民や団体が公共の担い手になることで、児童館活動の活性化が期待できる。
に あ た っ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に活動している児童館の事例を中心に、関係者等に広く紹介等をしていき、理解を深めてもらい、新たな担い手を増やしていく必要がある。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> 「児童館ガイドライン」（平成23年3月31日付け通知）を発出し、児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を国が示し、望ましい方向を示すなど、技術的助言を行っている。 自治体、公益社団法人、公益財団法人等が設置する児童館の整備に要する費用を補助している。 児童館の運営に要する費用については、地方交付税措置を講じている。

の 担 い 手 の 形 態	保育所
概 要	<p>保育所は、児童福祉法第 24 条、第 39 条等に基づき、保護者が共働きなどの事情のある小学校就学前の子どもに保育を行う施設である。多様な保育需要に応え、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育等の保育を実施している。希望するすべての人が安心して子どもを保育所等に預け、就労しながら子育てができるようにするため、保育の供給量を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供することを目的としている。</p>
担 い 手 の 数	<p>保育所数 23,711 施設 保育所の従業者数（保育士等） 547,960 人</p>
報 の 集 約 状 況 担 い 手 に 関 する 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所数は、「保育所関連状況取りまとめ」、従業者数は、「社会福祉施設等調査」により、例年上記数値を把握している。
状 況 上 項 の 情 報 の 公 開	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所関連状況取りまとめ（平成 24 年 4 月 1 日） http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002khid.html ・平成 23 年社会福祉施設等調査 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html
か ら 期 待 さ れ る 役 割 「 新 し い 公 共 」 の 観 点	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の設置主体に制限はなく、必要な基準を満たし、都道府県等の認可を受けることにより、社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等の多様な主体が参入することが可能であり、公的保育の担い手としての役割が期待される。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の定員については、これまで「子ども・子育てビジョン」に基づき、拡充を進めてきているが、都市部を中心に、依然として待機児童が生じている。また、同ビジョンでは、満 3 歳未満児の保育利用率が 2017 年度末に 44%となることを目標としており、更なる拡充が求められることから、子ども・子育て支援新制度の施行も含め、保育需要の増大に対応し、待機児童が多い地域で重点的に保育所の整備を進めるなど、保育の拡充を推進する必要がある。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の運営に当たって、公費負担・補助を行っている。また、多様な保育の提供のため、延長保育や病児・病後児保育等の事業についても、必要な補助を実施している。

の 担 手 の 形 態	児童委員
概 要	<p>児童委員は、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める地域のボランティアであり、民生委員法による「民生委員」が兼ねている。「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行う。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。活動内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと ②児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと ③児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること ④児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること ⑤児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること ⑥その他、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと
担 い 手 の 数	<p>定 数 230,339 人 (うち主任児童委員 21,268 人) 委嘱者数 225,247 人 (うち主任児童委員 20,784 人) (平成 23 年 3 月 31 日現在 「平成 22 年度福祉行政報告例」厚生労働省大臣官房統計情報部) ※東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値。</p>
状 況 担 い 手 に 関 す る 情 報 の 集 約	<ul style="list-style-type: none"> ・収集している情報の内容： <ul style="list-style-type: none"> - 児童委員の推薦状況(児童委員数) - 児童委員の活動状況 ・収集方法：厚生労働省大臣官房統計情報部が実施する「福祉行政報告例」(都道府県、指定都市及び中核市が、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出したものを取り纏めたもの)において把握。
の 公 開 状 況 の 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページにおいて、上記の内容を公開。 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、子ども虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、全国に約 23 万人いる児童委員が、地域の実情に応じた子育て支援や住民の立場で子育て家庭等からの相談に応じ、関係機関に繋ぐ等必要な援助を行っている。
課 題 あ た っ て の 活 動 を 拡 大	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童委員の活動は地域に理解されていない」、「関係機関から必要な協力が得られない」等の声があり、児童委員の役割や活動について、周知が必要。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・児童委員の活動について、政府広報等による広報の実施。 ・活動費については、地方交付税措置を講じている。

の 担 い 手 の 形 態	家庭的保育者（保育ママ）
概 要	家庭的保育者とは、保育の提供手段の多様化の一つとして、児童福祉法第6条の3第9項、第24条第1項等に基づき、保育士又は研修により市町村が認めた者で、保育所等と連携しながら自身の居宅等において3人以下（補助者がいる場合には5人以下）の就学前児童を保育する。希望するすべての人が安心して子どもを保育所等に預け、就労しながら子育てができるようにするため、保育の供給量を増やし、もって待機児童の解消を図るとともに、地域の実情に応じた多様な保育を提供することを目的としている。
担 い 手 の 数	家庭的保育者（保育ママ）数 794人
報 の 集 約 状 況 担 い 手 に 関 す る 情 報	・「保育対策等促進事業」及び「子育て支援交付金」の交付決定状況（平成23年度）により把握している。
状 況 上 項 の 情 報 の 公 開	・特段、公開していない。
か ら 期 待 さ れ る 役 割 「 新 し い 公 共 」 の 観 点	・平成22年度から、保育士に限らず、研修により市町村長が認めた者へ家庭的保育者の資格要件を拡大したほか、平成23年度から、NPO法人等への事業委託も可能となっており、多様な保育の担い手としての役割が期待される。
に あ た っ て の 課 題 活 動 を 拡 大 し て い く	・保育所の定員については、これまで「子ども・子育てビジョン」に基づき、拡充を進めてきているが、都市部を中心に、依然として待機児童が生じている。また、同ビジョンでは、満3歳未満児の保育利用率が2017年度末に44%となることを目標としており、更なる拡充が求められることから、子ども・子育て支援新制度の施行も含め、保育需要の増大に対応し、家庭的保育者の増加に取り組む必要がある。
主 な 支 援 策	・家庭的保育者、家庭的保育者と連携する保育所等に対し、事業運営に当たって必要な補助を行っている。

の 担 手 の 形 態	地域子育て支援拠点
概 要	地域子育て支援拠点は、児童福祉法第6条の3第6項に基づき、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うものである。
担 手 の 数	5,722 か所（ひろば型 2,132 か所 センター型 3,219 か所 児童館型 371 か所） [平成 23 年度子育て支援交付金交付決定ベース]
報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援交付金」の交付決定状況（平成 23 年度）により、拠点か所数（都道府県別、類型別）を把握している。
状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省ホームページ「地域子育て支援拠点事業実施状況（交付決定ベース）」(http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dl/23jokyo.pdf) において上記の内容を公開している。
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点の実施主体は市区町村となっているが、委託等により、社会福祉法人、NPO法人、学校法人、株式会社等の多様な主体が運営に参入でき、子育て支援の担い手としての役割を果たすことが期待されている。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育てビジョン」では、地域子育て支援拠点のか所数が平成 26 年度末に 10,000 か所となることを目標としており、実施市区町村数の増加とともに、（地方公共団体以外の）新たな担い手を確保していく必要がある。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業の実施に要する費用を補助している。

の 担 手 の 形 態	ファミリー・サポート・センター
概 要	ファミリー・サポート・センターでは、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動（保育施設までの送迎、保育施設の開始前や終了後の預かり、放課後の預かり、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の預かり、買い物等外出の際の預かり等）に関する連絡、調整を行う（児童福祉法第21条の9、児童福祉法施行規則第19条第3号）。
担 い 手 の 数	実施市町村数：637市町村（平成22年度末現在）※平成23年度は669市町村 （うち、直営：300市町村、委託：329市町村、補助：8市町） 提供会員数：154,707人（平成22年度末現在）
報 の 集 約 状 況	・「子育て支援交付金」の実績報告（平成22年度）により、ファミリー・サポート・センターの活動状況を把握している。
状 況	・厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ikuji-kaigo01/)において上記の内容を公開している。
か ら 期 待 さ れ る 役 割	・「新しい公共」の観点から期待される役割 ・行政の力だけでなく、子育てに関するノウハウを有する社会福祉法人、NPO法人等の多様な主体が事業を実施することが可能であり、現実に委託先として担い手となっていること、また、提供会員として地域住民が担い手になることで、地域での子育てを通じたコミュニティの活性化が期待できる。
に あ た つ て の 課 題	・「子ども・子育てビジョン」において、平成26年度末までに950市町村で実施されることを目標としており、事業が導入されていない市町村への働きかけや、担い手としての提供会員の確保が必要であるとともに、安心して子どもを預けることができるよう保育の質の向上を図ることが課題。
主 な 支 援 策	・「子育て支援交付金」の対象事業として、ファミリー・サポート・センター事業の実施に係る経費につき、申請の要件を満たした市町村に対して交付金を交付している。

の担 形手 態	認可地縁団体
概要	<p>地縁による団体とは、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体である。このうち、地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたものを「認可地縁団体」という。</p>
担 手 の 数	<p>認可地縁団体数：35,564 (平成20年3月31日現在)</p>
報 の 集 約 状 況	<p>担 手 に 関 する 情 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・約5年に一度「地縁による団体の認可事務の状況等に関する調査」を実施し(直近は平成20年3月31日現在)、地縁による団体の名称、目的、構成員数の規模など項目別の地縁による団体数などについて、各都道府県を通じ全市町村あてに調査を行うことで情報を集約している。
状 況	<p>上 項 の 情 報 の 公 開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開していない。
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<p>「新しい公共」の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが期待される。
に あ た っ て の 課 題	<p>活動を拡大していく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題については特段把握していない。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁による団体の代表者として良好な地域社会の維持及び形成に顕著な功績があった方に対する表彰を実施している。

形態 の 担 い	日本商工会議所、全国の各商工会議所
概要	<p>商工会議所は、商工会議所法に基づき、経済産業大臣より認可された民間団体であり、地域の総合経済団体として、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的としている。主なミッションとその活動内容は以下のとおり。</p> <p>①政策提言（商工業者の意見を集約して政府や自治体に対し意見具申）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員訪問や各種会議開催を通じた会員企業との積極的なコミュニケーション ・ 経済政策や復興対策、社会保障制度、税制、経済連携、教育、環境など、わが国の根幹をなす重要政策課題から、中小企業に対する個別施策まで、幅広いテーマについて意見具申 <p>②中小企業の活力強化（元気な中小企業を増やし育てる経営支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の経営課題へのきめ細やかな支援 ・ 創業・経営革新への挑戦支援 ・ 経済のグローバル化に対応するための中小企業の国際化支援 ・ 検定事業を実施し、時代に対応した産業人材を育成 ・ 労働、雇用対策の推進 <p>③地域経済の活性化（行政や市民との連携を通じた「地域を守る」活動）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「まちづくり3法」を活用した中心市街地の活性化支援 ・ 地域資源を活用した産業振興、地域ブランド力の育成強化、観光振興 ・ 地域コミュニティの維持、社会福祉の増進
数 の 担 い	<p>全国の商工会議所：514（平成24年11月現在）</p> <p>（全国組織）日本商工会議所：1</p>
状況 の 担 い 手 に 関 す る 情 報 の 集 約	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」等により、日本商工会議所からは毎事業年度終了後に、当該事業年度の収支決算、事業の状況等について報告を求めており、これにより活動実態を把握している。また、全国の各商工会議所については、日本商工会議所や地方経済局を通じて事業等の状況について情報を入手し、活動実態を把握している。
公開 状 況 の 情 報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織概要（定款、事業計画、事業報告、収支予算、収支決算）、政策提言、中小企業関連情報、会員向け事業、地域振興情報、調査・研究、IT関連情報などについて、日本商工会議所及び全国の各商工会議所のホームページにおいて公開されている。 ・ 公開されているURLは、日本商工会議所 (http://www.jcci.or.jp/) ほか各商工会議所のホームページ。
役割 点 か ら 期 待 さ れ る 観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた中小企業への支援を通じ、地元の仕事・雇用を増やし、消費を活発にして地域の活性化を促進するための支援活動を実施するとともに、環境、社会保障、教育、少子化等の新たな問題への積極的な対応が期待される。 ・ 全国514商工会議所のネットワークを活かした、迅速かつ機動的な活動（被災地の復興支援など）が期待される。
課題 に あ た っ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済や商工会議所を取り巻く環境が多様化し、かつ目まぐるしく変化する現在、商工会議所が果たす役割は地域活性化のみならず、環境、社会保障、教育、少子化等の新たな問題も加わり、多様化・複雑化してきている。これに伴い、商工会議所の活動範囲も拡大化してきており、これらの問題に商工会議所が積極的に対応し、地域社会に貢献していくためには、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるような組織体制の構築に向けた環境整備を図っておくことが必要となる。
主な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業対策推進事業 <p>経営改善普及事業等に取り組む商工会・商工会議所等地域機関に対する全国機関の指導事業を補助するとともに、全国機関を通じて地域機関による中小・小規模企業政策の普及推進を図る事業</p>

の担 形 態 手	全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、全国の各商工会
概 要	<p>全国商工会連合会は、商工会法に基づき、経済産業大臣より認可された団体であり、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とした活動を行っている。</p> <p>主な活動内容としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと ・商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること ・商工業に関する調査研究を行うこと ・商工業に関する講習会又は講演会を開催すること <p>などが行われている。</p>
担 い 手 の 数	<p>1,742（平成24年4月現在）</p> <p>全国組織・・・全国商工会連合会（全国連）：1</p> <p>都道府県・・・都道府県商工会連合会：47</p> <p>町村部・・・商工会：1,694</p>
報 の 集 約 状 況 担 い 手 に 関 す る 情	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会法に基づき、通常総会の終了の日から一ヶ月以内に事業報告書、貸借対照表等の提出を求めており、これにより活動実績の把握を行っている。 ・同法人の事業のうち、求人・求職情報、環境対策支援情報、小規模企業景気動向調査、講習会・相談会情報については、会員を対象に調査を実施しており、全国の活動を把握している。
上 項 の 情 報 の 公 開 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」により、定款や事業報告などについては、全国連のホームページにて公開されている。 ・また、同法人の事業のうち、求人・求職情報、環境対策支援情報、小規模企業景気動向調査、講習会・相談会情報については、会員サービスの一環として全国連のホームページにて公開されている。 ・全国連のホームページ(http://www.shokokai.or.jp/)にて上記の内容を公開。
観 点 か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会は、町村における商工業の総合的な改善発達を図るほか、中小・小規模事業者に対し、経営指導等を行っていることから、地域活性化を促進する役割が期待される。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済が疲弊する中、商工会に求められる役割が多様化・高度化する一方、組織率の低下、会員数の減少が続いており、会費収入等のみで活動することに限界がある。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業対策推進事業 <p>経営改善普及事業等に取り組む商工会・商工会議所等地域機関に対する全国機関の指導事業を補助するとともに、全国機関を通じて地域機関による中小・小規模企業政策の普及推進を図る事業</p>

の 担 手 の 形 態	地域づくり活動団体
概 要	<p>地域づくり活動団体は、国土形成計画（全国計画）の中にその活動が位置づけられ、多様な主体が協働し、従来の公の領域に加え、公共的価値を含む私の領域や、公と私との中間的な領域にその活動を広げ、地域住民の生活を支え、地域活力を維持する機能を果たしていく「新たな公」という考え方で地域づくりに取り組んでいくことを目的としている。高齢者福祉、子育て支援、防犯・防災対策、居住環境整備、環境保全、国土基盤のマネジメント、地域交通の確保など地域における広汎な課題に妥当する活動を行っている。</p>
担 手 の 数	<p>179 団体 （平成 20 年度及び平成 21 年度に実施の「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業実施時の事業者数）</p>
報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業の結果概要によって取組内容を集約している。
状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業の結果概要は国土交通省国土政策局HPにて公開。 http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/aratana-kou/index.html
「 新 し い 公 共 」 の 観 点 か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新たな公」の担い手確保とその環境整備を図ることにより、「新たな公」を基軸とする地域づくりを進める。 ・ 道路や河川、港湾といった身近な国土基盤について、「新たな公」の考え方に立って、地域の住民、NPO、民間企業等の多様な主体の発意を活かしたマネジメントを実現する。 ・ 「新たな公」の考え方に立って、多様な民間主体の発意・活動を積極的に地域づくりに活かす取組を進める。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の資金や資源が地域づくり活動団体の運営に投入されやすくする環境の整備及び中間支援組織による地域づくり活動団体に対する支援（人材、アセット、情報、ハンズオン支援）に関する環境改善が課題である。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省としては、地域づくり活動団体に対する直接的な支援は行っていないものの、地域づくり活動を促進することを目的とした環境整備方策を検討している。

の 担 手 態	都市再生整備推進法人（まちづくり会社等）
概 要	<p>都市再生特別措置法の定めるところにより、市町村長が、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社*やNPO等のうち、まちづくりの新たな担い手として行政の補完的機能を担う団体として指定した法人。</p> <p>※特定非営利活動促進法第二条第二項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であることが要件となっている。</p>
担 い 手 の 数	<p>現在、以下の6法人が各市町村より指定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 札幌大通りまちづくり株式会社（札幌市） - 株式会社まちづくりとやま（富山市） - 株式会社飯田まちづくりカンパニー（飯田市） - 株式会社まちづくり川越（川越市） - 特定非営利活動法人南信州おひさま進歩（飯田市） - 特定非営利活動法人いいだ応援ネットイデア（飯田市）
報 の 集 約 状 況	<p>担い手に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定状況や活動内容について、各地方公共団体に対するヒアリングや各地方公共団体のホームページ等から情報収集している。
状 況	<p>上項の情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省都市局のHP上で都市再生整備推進法人の情報を公開している。 http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<p>「新しい公共」の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている優良なまちづくり団体に公的な位置づけを与え、併せて支援措置を講ずることにより、その積極的な活用を図る制度。都市再生整備推進法人には、市町村や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちづくりのコーディネーター及びまちづくり活動の推進主体としての役割を果たすことが期待される。
あ た っ て の 課 題	<p>活動を拡大していくに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の成熟と共に課題が複雑化する中、都市の魅力を高めつつ、まちづくり活動を持続・拡大させていくためには、都市整備推進法人が、地方公共団体、地域住民等の多様な主体と協力し、工夫を凝らした取組やアイデア・ノウハウ等について、互いに新しい情報を交換・共有しながら、継続的に連携を一層深めていくことが必要。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再生整備推進法人が行う、まちづくりの推進を図る活動に対し、補助を行っている（民間まちづくり活動促進事業）。 http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000060.html

の 担 い 手 の 形 態	防犯ボランティア団体
概 要	警察では、現役世代の参加が見込まれる青色防犯パトロール活動や夜間活動を行おうとする団体であって、現役世代の募集に熱意のある団体の公募を行い、全国の防犯ボランティア 47 団体を支援事業実施団体に選定し、活動に必要な防犯パトロール用品の無償貸付等の各種支援を行うことにより、現役世代が活動に参加しやすい環境づくりを推進している。防犯ボランティア活動の裾野を広げ、また、更なる質の向上を図るため、先進的な活動を行っている団体の活動内容の発表、意見交換等を地域ごとに行う「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」を開催している。
担 い 手 の 数	防犯ボランティア団体数：4万5,672 団体（平均月 1 回以上の活動実績（単に意見交換や情報提供のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が 5 人以上の団体） 構成員数：約 271 万人
報 の 集 約 状 況 担 い 手 に 関 す る 情 報	・ 都道府県警察から定期的に防犯ボランティアの団体数、構成員数、構成員の平均年代別団体数等についての情報を集約するとともに、必要に応じて活動状況を集約している。
状 況 上 項 の 情 報 の 公 開	・ 平成 24 年 警察白書（103 頁から 105 頁） ・ 警察庁ホームページ (http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/)
か ら 期 待 さ れ る 役 割 「 新 し い 公 共 」 の 観 点	・ 各般にわたる取組の結果、平成 15 年から刑法犯認知件数が減少傾向にある一方、国民の体感治安は未だ回復していない現状を踏まえ、地域の安全は自分たちで守るとの意識を高めて犯罪を許さない気運を醸成させることにより、社会の規範意識の向上や絆の強化に資するものであり、「犯罪の起きにくい社会づくり」を推進する。
に あ た っ て の 課 題 活 動 を 拡 大 し て い く	・ 防犯ボランティア活動に参加する者の高齢化・固定化 ・ 活動ノウハウの偏在化 ・ 防犯ボランティア団体の財政基盤の脆弱性
主 な 支 援 策	・ 犯罪情報の提供や合同パトロールの実施の活動支援（各都道府県警察で実施） ・ 防犯ボランティア活動の好事例又は先進的な取組の周知を図るための「ブロック別防犯ボランティアフォーラム」の開催（各都道府県警察で実施） ・ 優れた活動を行う防犯ボランティア団体を顕彰する総理大臣表彰（安全・安心なまちづくり関係功労者表彰）の実施

の 担 手 態 形	少年警察ボランティア
概 要	警察では、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図る観点から、少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動や少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の醸成等、「非行少年を生まない社会づくり」に取り組んでいるが、少年の立ち直り支援を効果的に推進する上でボランティアの協力は不可欠であることから、いわゆる「少年警察ボランティア」（少年補導員、少年警察協助手員、少年指導委員等）を委嘱し、協力して街頭補導活動、立ち直り支援活動その他少年の健全育成のための活動を推進している。また、大学生等を中心とした少年警察学生ボランティアが全国で活動しており、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を活かし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等に取り組んでいる。
担 手 の 数	<p>少年警察ボランティア数</p> <p>(内訳)・少年補導員：約5万2,000人（警察本部長等からの委嘱を受け、街頭補導活動、環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事）</p> <p>・少年警察協助手員：約300人（警察本部長等からの委嘱を受け、非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導相談に従事）</p> <p>・少年指導委員：約6,700人（風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動等に従事）</p> <p>・その他（少年警察学生ボランティア）：約4,400人（少年補導員等との重複を含む。）</p>
状 況 の 担 手 に 関 する 情 報 の 集 約	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察から定期的に少年警察ボランティアの数を集約するとともに、必要に応じてその活動状況を集約している。
の 公 開 状 況 の 情 報	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年 警察白書（113頁） 警察庁ホームページ (http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen37/index.html)
か ら 期 待 さ れ る 役 割 「 新 し い 公 共 」 の 観 点	<ul style="list-style-type: none"> 最近の少年非行の背景となっている、家庭や地域社会の教育機能の低下、少年自身のコミュニケーション能力の不足、少年が自分の居場所を見出せず、孤立し、あるいは疎外感を抱いている現状を踏まえ、少年警察ボランティア、地域住民等及び警察が協働し、問題を抱えた少年と地域社会との絆を構築することにより、少年の立ち直り支援活動等を通じた「非行少年を生まない社会づくり」を推進する。
課 題 あ た っ て の 活 動 を 拡 大	<ul style="list-style-type: none"> 少年警察ボランティアの高齢化
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> 少年警察ボランティアの自主的かつ効果的な活動を展開させるため、ボランティア研修会を実施（各都道府県警察で実施） 少年補導員等への協力謝金及び研修受講旅費等の経費について、各都道府県へ補助金を交付 少年の非行防止及び健全育成のための活動の一層の活性化のため、活動に尽力し功労があったと認められる者及び団体を表彰

の 担 手 態	消防団
概要	<p>消防団は、消防組織法に基づく市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行うことを目的としている。</p> <p>消防団は、①地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）、②要員動員力（消防団員数は消防職員数の約6倍）、③即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）といった3つの特性を活かしながら、初期消火や残火処理等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合は避難住民の誘導等を行うこととなっており、地域の安全確保のために果たす役割は大きい。また、消防団は、平常時においても地域に密着した活動を展開しており、地域における消防・防災力の向上等に尽力している。</p>
担 手 の 数	全国の消防団数：2,263 団 消防団員数：879,978 人（平成23年4月1日現在）
報 の 集 約 状 況	<p>担 手 に 関 する 情 報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の自治体に対して、「消防防災・震災対策現況調査」及び「組織概要調査」を毎年実施し、消防団員の人数・年齢構成・職業構成といった情報や、各自治体の消防団組織の編成状況・保有車両数といった情報などについて収集しているところ。
公 開 状 況	<p>上 項 の 情 報 の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記調査による情報については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/syobodan/data/scale/index.html) 等にて公開しているところ。
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<p>「 新 しい 公 共 」 の 観 点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の総合的な防災力の核として、大規模災害時にはその災害対応をリードすること、平常時には、地域に密着した活動を展開し、防災知識の普及啓発などを通じた消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化に大きな役割を果たすことが期待されている。
に あ た っ て の 課 題	<p>活 動 を 拡 大 し て い く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題としては、以下のものが挙げられる。 <ul style="list-style-type: none"> - 津波災害時における地域住民及び消防団員双方の安全確保対策の検討・推進 - 年々減少傾向にある消防団員数の維持・増加
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁では、東日本大震災を踏まえて検討会を開催し、平成24年3月に安全確保対策を中心とした中間報告書を、8月には消防団の充実強化などを含めた最終報告書を取りまとめ、地方公共団体に通知。また、9月から消防団の中堅幹部を対象とした団員の安全管理のための研修会を全都道府県で開催、10月から全国10カ所において消防団の理解促進のためのシンポジウムを開催しているところ。

の 担 い 手 の 形 態	生物多様性・自然環境保全等活動団体（里地里山保全活動団体等）
概 要	生物多様性の保全及び持続可能な利用を目的として、里地里山の保全活用、生態系に被害を及ぼす動植物の防除、野生動植物の保護増殖、自然環境に関する調査等の活動を行う団体。
担 い 手 の 数	環境省が把握している里地里山保全活動団体は 419 団体（「里なび」サイト(http://www.satonavi.go.jp/)データベース掲載団体数）
状 況 担 い 手 に 関 す る 情 報 の 集 約	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度に都道府県・市町村・専門家・関係省庁に対しアンケート調査を実施し、里地里山保全活動団体の取組主体、目的、内容等について把握。 平成 22 年度に地方自治体（都道府県及び市町村）に対しアンケート調査を実施し、生物多様性の保全活動の実施状況及び実施主体について把握。 平成 23 年度に活動団体（NPO 団体等）に対しアンケート調査を実施し、里地里山保全活動団体の概要、取組内容、活動状況、その達成度等について把握。
状 況 上 項 の 情 報 の 公 開	<ul style="list-style-type: none"> 里なび (http://www.satonavi.go.jp/) において、里地里山の地域の人達、活動団体と、都市のボランティア希望者に向け、全国各地の里地里山保全活動団体や研修会などの情報提供をしている。
役 割 点 か ら 期 待 さ れ る 観 点	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全に当たっては、地域における多様な主体の連携により、地域の自然的社会的条件に応じた活動を促進していくことが重要であり、これらの活動を通じて、地域の生物多様性が保全され豊かな暮らしにつながるとともに、地域の個性を再認識し魅力的で活力のある地域づくりにつながることが期待される。
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た す 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアが主体となっている活動が多く、活動の継続に当たっては資金や新たな人材の確保等が課題となる場合が多い。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体の連携による生物多様性の保全活動（地域連携保全活動）の促進を目的として、平成 23 年 10 月に「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）」を施行。 地域生物多様性保全活動支援事業：生物多様性に関する法定計画等の策定及びそれに基づく先進的な活動（生物多様性地域連携促進法第 4 条に基づく地域連携保全活動計画及びそれに基づく活動を含む。）について、市町村への委託事業として実施。 生物多様性保全推進支援事業：NPO、地域の活動団体及び地方公共団体等からなる「地域生物多様性協議会」が行う生物多様性の保全・再生に資する活動に対し、必要な経費の一部を交付。 里地里山保全活用行動推進事業：保全活用の参考となる技術的方策やモデル事例の発信、担い手育成のための研修会の開催、保全活用の促進を図るための有効な手法を検討し普及を図る。

の 担 手 形 態	消費者団体
概 要	消費者が、被害に遭わない賢い消費者となり、自ら行動することにより社会全体の発展と改善に寄与するなど、その責務と役割を十分果たせるよう、必要な情報を提供し、普及啓発、教育に取り組み、あるいは消費者被害の防止や救済のための活動を行う。また、個々の消費者の声を束ね、集約し、具体的な意見を表明し、各種の活動を行う。具体的には、機関誌の発行・ホームページ開設、講習会・見学会等の開催、調査活動のほか、レジ袋削減・マイ袋の推進、バザー・フリーマーケット、資源回収等の活動を行っている。（根拠法は特にないが、その役割については消費者基本法8条に示されている。）
担 い 手 の 数	5,882 団体（「消費者団体名簿」調査票送付先数(2011年10月1日現在)）
報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に1度、消費者団体に、団体の基礎的な情報や活動状況等を記載していただき、「消費者団体名簿」としてとりまとめている。
状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者団体名簿」については消費者庁ホームページ上で公開している。 http://www.caa.go.jp/region/index10.html
か ら 期 待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する普及啓発・教育や消費者被害の救済のための活動などを、行政等と連携して行うことにより、消費者行政に広がりを持たせることが期待される。（例えば、高齢者の見守りなどにおいては、行政だけではカバーできない細やかな啓発が可能になる。）
活 動 を 拡 大 し て い く に あ た つ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、新たに活動に参加する人が確保できない一方、構成員の高齢化が進み、団体の活動を担う人材の確保が課題となっている。 ・消費者団体をはじめとする多様な主体が地域において、あるいは、地域を越えてネットワークを形成していくことが課題。また、行政や事業者との連携も課題となっている。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方消費者行政活性化基金」の活用により、自治体が消費者団体をはじめとする民間団体の活動を支援できるようにしている。 ・全国8ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催し、地域で活躍する消費者団体をはじめ多様な主体に、情報交換や意見交換等を行う「交流の場」として活用していただいている。 ・消費者団体と消費者庁の意見交換会を積極的に開催しているほか、Eメールを利用した「消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システム」を運用し、消費者団体への情報提供や消費者団体の意見聴取等を行っている。

形態の担い	特定非営利活動法人
概要	<p>特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法に基づき、所轄庁（主たる事務所がある都道府県の知事、または、その事務所が一の指定都市区域のみに所在する場合は当該指定都市の長）より認証を受け、法人格を取得した法人である。ボランティア活動をはじめとする様々な社会貢献活動を行うために市民が集まってできた団体であり、特定非営利活動促進法の別表に掲げられた 20 の活動であって、不特定多数のものの利益の増進に寄与する活動を行うことを主たる目的としている。</p>
数の担い手	<p>特定非営利活動法人：46,553 法人（平成 24 年 10 月末現在） 上記の内、認定（仮認定を含む）特定非営利活動法人：287 法人（平成 24 年 11 月 16 日現在）</p>
報の集約状況	<ul style="list-style-type: none"> 改正特定非営利活動促進法に基づき法人情報等を迅速に提供するため、「内閣府特定非営利活動法人ポータルサイト」において、所轄庁の協力の下で、全国の特定非営利活動法人の基本情報や定款・事業報告書等を一元的に集約する仕組みを整備。 また、特定非営利活動促進法において、特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を提出しなければならないこととなっている。
状況	<ul style="list-style-type: none"> 「内閣府特定非営利活動法人ポータルサイト」において全国の特定非営利活動法人の基本情報を公開している。さらに平成 24 年 10 月より、市民が広く閲覧できるよう、特定非営利活動法人が所轄庁に提出した定款及び平成 23 年度事業報告書等の順次掲載を開始。 https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html 所轄庁においては、提出された事業報告書等の書類（過去 3 年分）について閲覧又は謄写が可能。
役割	<ul style="list-style-type: none"> 「新しい公共」の重要な担い手の一つとして、自由な社会貢献活動を行いたいと考えている市民の参加や協力を促すとともに、様々な分野（福祉、教育、まちづくりなど）で、社会の多様化したニーズにきめ細やかに応える役割を果たすことが期待される。また、特定非営利活動法人の中でも、NPO を支援する中間支援組織については、団体の運営力強化や、人材、資金、情報のマッチングなど、自立して活動が継続できる担い手の拡大に向けて重要な役割を果たすことが期待される。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市民や様々な主体から支持や参加を集め、行政の補助金等に過度に依存せず、自立して活動を継続できる法人を拡大させていくことが重要。そのため、以下のような方向性で取組を推進することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> 寄附税制の活用促進や周知・定着を図り、寄附文化を根付かせていくこと 支援組織が活動しやすい環境を整えること等により、活動をマネジメントできる人材の育成等を通じて、法人の運営力を強化すること 担い手に対して資金提供するファンド機能を担う支援組織が充実することや、市民が参加・支援について適切に判断できる情報基盤を整えることを通じて、民間資金により法人が活動できるようになること
主な支援策	<ul style="list-style-type: none"> 特定非営利活動法人への寄附者に対する税制上の優遇措置 改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知 「内閣府特定非営利活動法人ポータルサイト」の運営 中間支援組織及び自立的、持続的に活動を継続する特定非営利活動法人等の両方の活動の強化・拡充を各地で進展させることを目的する予算を、平成 25 年度において要求

<p>形態の担い</p>	<p>公益社団・財団法人</p>
<p>概要</p>	<p>公益社団・財団法人は、準則主義により登記のみで設立できる一般社団・財団法人のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（「認定法」）に基づき、公益目的事業（学術、技芸、慈善等の公益に関する23種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業）を実施する法人として、認定法に定められた基準を満たしているとの認定を受けた法人である。基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者で構成される国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。</p>
<p>数手の担い</p>	<p>公益社団・財団法人数(平成24年10月末時点) 5,590 法人（国所管：1,612 法人、都道府県所管：3,978 法人）</p>
<p>集約状況 担い手に関する情報の</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下の定期提出書類、申請、届出等により、各法人の関連情報が行政庁に集約されている。 <ul style="list-style-type: none"> 公益社団・財団法人は、毎事業年度ごとに、所管行政庁に対して、事業計画書、事業報告書、収支予算書・収支決算書・財産目録等の財務書類等の書類を提出することとされている。 また、公益目的事業の種類又は内容の変更、収益事業等の内容の変更をしようとするときは、行政庁の認定を受ける必要があり、名称又は代表者の氏名の変更、定款の変更等をしようとするときは、その旨を行政庁に届け出なければならないとされている。
<p>状況 上項の情報の公開</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人 information」を設け、新公益法人制度の概要等を掲載 (https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/koeki/pictis_portal/common/portal.html) 同サイト内に公益法人等の検索機能を設け、全公益社団・財団法人の検索、各法人の基本情報（所在地、連絡先、事業概要、税額控除証明の有無等）の確認が可能 各法人の財務目録等を閲覧したい場合は、同サイト内で事業報告等の閲覧請求が可能
<p>役割 「新しい公共」の観点から期待される</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年12月に新公益法人制度が開始され、公益社団・財団法人及び従来の公益法人（特例民法法人）は、「新しい公共」の主要な担い手として、積極的な公益活動を実施している。 公益社団・財団法人の実施する事業は、学術・科学技術の振興、文化・芸術の振興、障害者等の社会的弱者の支援、教育・スポーツ振興、環境保全など大変幅広く、各法人の実施する公益活動も多種多様である。 特に、東日本大震災以降、新制度で誕生した多くの公益社団・財団法人が、復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施。約2,000の公益法人等が救援物資の提供、専門家の派遣、情報発信、資金援助等の様々な活動を行っている。 また、従来の公益法人に従事する者は約50万人となっており、新公益法人制度における公益社団・財団法人についても、相当規模の雇用を担うセクターであると言える。
<p>課題 活動に拡大しての課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現在、新公益法人制度への移行期間中であり、新公益法人制度へ円滑に移行することで、「民が担う公益」を支える中核的な存在に更に発展させていくことが求められる。 公益社団・財団法人による公益活動の重要な原資の一つに市民から寄せられる寄附金がある。今後、公益社団・財団法人による公益活動を一層促進するためには、日本における寄附文化を醸成し、市民にとってより寄附を行いやすい制度の設計が求められる。
<p>主な支援策</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公益法人への寄附者に対する税制上の優遇措置 法人の活動を支える公益法人税制を整備することで、公益法人の活動を支援 申請から原則4か月以内で処理する「柔軟かつ迅速な審査」、各法人の活動実態を踏まえながら、それぞれの創意工夫や自主性をできる限り尊重した「暖かい審査」の実施 旧制度からの移行を希望する法人が、平成25年11月末の移行期間終了までに確実に申請できるよう、様々な法人への申請サポートを実施

の 担 手 態	ソーシャルビジネス事業者（「社会起業家」「社会的企業」等）
概 要	ソーシャルビジネスは、様々な社会的課題（高齢化問題、環境問題、子育て・教育問題など）を市場として捉え、ビジネスの手法を活用して解決していく事業である。現在、経済産業省としては、ソーシャルビジネスにより、東日本大震災の被災地の地域経済を復興・再生し、新たな雇用を創出しつつ、被災地で顕在化する社会的課題の解決を支援しているところ。
担 手 の 数	約 8,000 事業者（「ソーシャルビジネス研究会報告書（平成 20 年 4 月）」）
報 の 集 約 状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルビジネスの担い手の数については、ソーシャルビジネス研究会報告書により把握しており、個別具体的な取組については、ケースブックの作成を通じて、全国の先進事例や好事例を収集している。
状 況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省HP（http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/sbcb/index.html）にて公開。
待 さ れ る 役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルビジネス事業者は、ビジネスの手法を取り入れつつ、社会的課題の解決に取り組み、今後、「新しい公共」の様々な担い手が、自立的・持続的に活動を行っていく上で、リーディング・ケースを生み出す先駆者的役割を担っている。 ・ 東日本大震災の被災地の復興のためには、既存の産業の再生・復興に加え、新たな地域産業の構築や雇用の創出が求められており、被災地の住民の方々は未だに多くの社会的課題を抱えている。復興が長期化するにつれて、ボランティアを中心とする支援活動に加え、被災地の自立化を後押しする、持続的な復興支援が重要である。
題 く 活 動 を 拡 大 し て い く に あ た っ て の 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルビジネスのノウハウ移転や新事業創出を実施するための資金調達が課題となっている。
主 な 支 援 策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域新成長産業創出促進事業費補助金（東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業）：東日本大震災の被災地の生活支援や被災地における新事業創出の手段として期待されるソーシャルビジネスについて、ソーシャルビジネス事業者のノウハウ移転等により、被災地における新しい産業・雇用の創出主体となるソーシャルビジネスの創出や産業基盤の強化を推進し、被災地の早期の復興及び地域経済の活性化を図っている。 ・ 企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進基金）（平成 21 年度より）：社会貢献型事業（ソーシャルビジネス）を支援するため設備資金や運転資金を低利融資している。